別紙

諮問第574号

答 申

1 審査会の結論

「指導経過記録票」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1)審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例 第113号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「私と〇〇児童相 談所職員とのやりとりが記載された指導経過記録票」の開示請求に対し、東京都知 事が平成28年11月16日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めると いうものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

児童相談所とのやり取りに関し、電話のやり取り、渡した手紙などの事実の記録と 面接内容の福祉司の記録が不足しているので開示を請求する。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 対象外とした部分の対象外の理由

請求に係る保有個人情報のうち対象外とした部分については、請求者以外の関係者又は関係機関とのやり取りの記録である。本件の請求内容は、「私と〇〇児童相談所職員とのやりとりが記載された指導経過記録票」であり、請求者以外の関係者

又は関係機関とのやり取りの記録は請求内容に当たらないため、対象外としたものである。

(2) 非開示部分の非開示理由

ア 「相談主訴」欄について

非開示とした「相談主訴」欄には、指導経過記録票の対象である審査請求人の 子(以下「本児」という。)に関する相談内容の類型が記載されている。

児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、 様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善 の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。上記の非開示部分に 記載された内容は、単なる事実の記載ではなく、本児の家庭が抱える問題や保護 者の言動等を観察・分析して行った実施機関の評価や判断である。これらを明ら かにすると児童相談所の業務運営や相談内容についての評価・判断の過程や基準 が明らかとなるおそれがあり、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が 生じるおそれがある。

また、児童相談所が保護者に対して相談援助活動を実施するに当たっては、信頼 関係を構築しながら進めていくことが必要である。そのため、児童相談所が保護 者に説明を行う場合には、その時の保護者の心理状況に配慮しながら、適切と思 われる表現を用いているが、仮に上記非開示部分を本人に開示したとすると、そ の受け取り方によっては、保護者に誤解等を生じさせるおそれがある。そうする と、児童相談所の職員との信頼関係が損なわれることが予想され、今後の継続的 な相談援助活動の実施に影響が生じるおそれがある。

さらに、このような情報を開示することが前提となると、児童相談所の職員が今後、指導経過記録票を記載するに当たり、児童や保護者の意向等を考慮するあまり、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となるおそれがある。

したがって、上記非開示部分を開示することは、児童相談所における本児に関する相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

イ 「要旨」欄について

非開示とした「要旨」欄の一部には、審査請求人の言動に対する職員の見解が 記載されている。

児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、 様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善 の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。上記の非開示部分に 記載された内容は、単なる事実の記載ではなく、本児の家庭が抱える問題や保護 者の言動等を観察・分析して行った実施機関の評価や判断である。これらを明ら かにすると児童相談所の業務運営や相談内容についての評価・判断の過程や基準 が明らかとなるおそれがあり、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が 生じるおそれがある。

さらに、このような情報を開示することが前提となると、児童相談所の職員が今後、指導経過記録票を記載するに当たり、児童や保護者の意向等を考慮するあまり、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となるおそれがある。

したがって、上記非開示部分を開示することは、児童相談所における本児に関する相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成29年 2月16日	諮問
平成29年10月30日	新規概要説明(第178回第二部会)
平成29年11月20日	審議(第179回第二部会)

平成29年12月13日	実施機関から理由説明書収受
平成29年12月18日	実施機関から説明聴取(第180回第二部会)
平成30年 1月29日	審議(第181回第二部会)
平成30年 2月19日	審議(第182回第二部会)

(2)審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 児童相談業務等について

(ア) 児童相談所について

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 2条3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、同法12条1項で都道府県が児童相談所を設置する義務を定め、同条2項において児童相談所の主たる業務を定めている。

また、東京都における児童相談所は、東京都児童相談所条例(昭和28年東京都条例第119号) 1 条に基づき設置され、東京都児童相談所処務規程(昭和32年東京都訓令甲第39号)に基づき、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施している。

(イ) 指導経過記録票について

児童福祉法施行細則(昭和41年東京都規則第169号)12条2項は、「法第27条第1項第2号の規定により指導を行う者は、指導している児童またはその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない。」と規定している。指導経過記録票は、当該規定に基づき、児童又はその保護者に関して作成する記録であり、当該事案への関与が長期化する場合や担当職員に変更があった場合にも、当該指導経過記録票を通じて一貫性のある援助等を実現するため、児童

相談所が対象児童に関する相談を受けた時からの記録を記載するものである。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る開示請求は、「私と〇〇児童相談所職員とのやりとりが記載された指導経過記録票」の開示を求めるもの(以下「本件開示請求」という。)である。実施機関は、本件開示請求に対し、指導経過記録票(受付番号〇〇)のうち、審査請求人と児童相談所とのやり取りの記録が記載された部分(以下「本件対象保有個人情報」という。)を、対象保有個人情報として特定し、全ての日時における「相談主訴」欄(以下「本件非開示情報1」という。)及び平成〇年〇月〇日午後〇時の「要旨」欄の一部(以下「本件非開示情報2」という。)を、それぞれ条例16条6号に該当するとして、当該各部分を非開示とする一部開示決定を行った。

なお、実施機関は、本件対象保有個人情報が記載された文書の写しを交付する に当たり、本件開示請求の対象外と判断した部分(以下「本件対象外部分」とい う。)について、白く塗った上で「対象外」と表示している。

ウ 審査会の審議事項

審査会が審査請求人に本件審査請求の趣旨について確認したところ、審査請求 人は、本件対象外部分を開示すること及び本件対象保有個人情報の非開示部分を 開示することを求めるとのことであった。

よって、審査会は、対象保有個人情報の特定の妥当性並びに本件非開示情報1及び2の非開示妥当性について判断する。

エ 条例の定めについて

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

オ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査会が見分したところ、本件対象外部分には、審査請求人と児童相談所との やり取りの記録は記載されていないことが確認できた。

したがって、実施機関が行った対象保有個人情報の特定は、本件開示請求の趣旨を踏まえて行われていると認められ、本件開示請求に対し実施機関が行った本件対象保有個人情報の特定は、妥当である。

カ 本件非開示情報1及び2の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、本児に関する相談内容の 類型が記載されている。

このことについて、実施機関は次のとおり説明する。

児童相談所は、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、 専門的知見に基づいて分析し、最善の援助方針を検討した上で相談援助活動を実施しており、本件非開示情報1に記載された内容には、実施機関が本児の家庭が抱える問題や保護者の言動等を観察・分析して行った評価や判断が含まれている。 そして、児童相談所が保護者に対して相談援助活動を実施するに当たっては、保護者の心理状況に配慮しながら、適切と思われる表現を用いて説明を行っている。

このことを踏まえると、本件非開示情報1を開示することにより、その受け取り方によっては審査請求人に誤解等を生じさせ、児童相談所との信頼関係が損なわれ、今後の継続的な相談援助活動の遂行に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 には、審査請求人についての実 施機関職員の見解が記載されている。

実施機関の説明によると、指導経過記録票は、児童及び保護者に対し一貫性の ある援助等を実施するために指導の経過及び内容等を記録するものであるとのこ とから、率直かつ正確な内容の記載が求められるものであると解される。 このことを踏まえると、本件非開示情報2を開示することにより、今後、職員が保護者等の意向等を考慮して、正確な内容の記載を躊躇することが予測され、その結果、記載内容が形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となり、児童相談所の相談援助業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報 2 は条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二